

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価に関する手続等 (新設)</p> <p>第1節 方法書の作成等(第5条—第10条)</p> <p>第2節 環境影響評価の実施等(第11条・第12条)</p> <p>第3節 準備書の作成等(第13条—第20条)</p> <p>第4節 評価書の作成等(第21条—第24条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第8章 環境影響評価法との関係(第41条—第42条の2)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価に関する手続等</p> <p>第1節 配慮書の作成等(第4条の2—第4条の7)</p> <p>第2節 方法書の作成等(第5条—第10条)</p> <p>第3節 環境影響評価の実施等(第11条・第12条)</p> <p>第4節 準備書の作成等(第13条—第20条)</p> <p>第5節 評価書の作成等(第21条—第24条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 環境影響評価その他の手続の特例等</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第8章 環境影響評価法との関係(第41条—第42条)</p> <p>第9章 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>

<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象事業 別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)、実施される地域等により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業を除く。)をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第2章 技術指針</p> <p>(技術指針) 第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査<u>その他の手続</u>を適切に行うために必要な技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価に関する手続等</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象事業 別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。)、実施される地域等により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業を除く。)をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第2章 技術指針</p> <p>(技術指針) 第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査<u>その他の手続</u>を適切に行うために必要な技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>次条に規定する計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価に関する手続等</p>
---	--

(新設)

### 第1節 配慮書の作成等

#### (計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

#### (配慮書の作成)

第4条の3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

#### (配慮書の送付等)

第4条の4 事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事及び対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、これを送付すると

ともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事の意見等)

第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について、前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について、熊本県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の規定による意見を勘案するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを前条に規定する市町村長に送付するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の6 事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(対象事業の廃止等)

第4条の7 事業者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第4条の4に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当

<p style="text-align: center;">第1節 方法書の作成等</p> <p>(方法書の作成)</p> <p>第5条 事業者は、<u>配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)</u>について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、<u>知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 方法書の作成等</p> <p>(方法書の作成)</p> <p>第5条 事業者は、<u>配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)</u>について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項</u></p> <p><u>(5) 第4条の5第1項の意見</u></p> <p><u>(6) 前号の意見についての事業者の見解</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(方法書の送付)</p> <p>第6条 事業者は、方法書を作成したときは、<u>規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる</u></p> <p><u>該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。</u></p> <p><u>(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。</u></p> <p>2 <u>前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。</u></p>
--	---

を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、前条に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(新設)

地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

### 第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

### 第3節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2)～(7) (略)

(新設)

2 (略)

(準備書の送付等)

は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

### 第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配意して第5条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

### 第4節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

(1) 第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項

(2)～(7) (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 (略)

(準備書の送付等)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第16条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、あらかじめ、知事の意見を聴くことができる。

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、第6条の規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第16条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(削る)



<p>4 <u>事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>5 <u>前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p style="text-align: center;">第4節 評価書の作成等 (評価書の公告及び縦覧)</p> <p>第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 評価書の作成等 (評価書の公告及び縦覧)</p> <p>第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 事後調査の実施等 (事後調査の実施等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、<u>事後調査報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。</u></p> <p>(申出事業)</p> <p>第36条 別表に掲げる事業のうち、対象事業に該当しない事業であつて、当該事業を実施しようとする者がこの条例の規定による環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施を規則で定めるところにより書面で</p>	<p style="text-align: center;">第6章 事後調査の実施等 (事後調査の実施等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、事業者から事後調査報告書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、<u>公告の日から起算して1月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p>(申出事業)</p> <p>第36条 別表に掲げる事業のうち、対象事業に該当しない事業であつて、当該事業を実施しようとする者がこの条例の規定による環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施を規則で定めるところにより書面で</p>

知事に申し出たもの(以下「申出事業」という。)については、この条例中対象事業に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「申出事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者)」と読み替えるものとする。

- 2 申出事業を実施しようとする者は、環境影響評価及び事後調査その他の手続を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により申し出るとともに、その旨を公告しなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申出を受けたときは、当該申出事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に当該申出に係る書面の写しを送付しなければならない。

## 第7章 環境影響評価その他の手続の特例等

### 第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる対象事業等に関する特例)

第37条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、第5条から第32条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る法第39条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)が県である場合にあつては県が当該対象事業に係る事業者<sup>に代わる者</sup>として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画に係る都市計画決定権者が県以外の者であ

知事に申し出たもの(以下「申出事業」という。)については、この条例中対象事業に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「申出事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者)」と読み替えるものとする。

- 2 申出事業を実施しようとする者は、環境影響評価及び事後調査その他の手続を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に書面により申し出るとともに、その旨を公告しなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申出を受けたときは、当該申出事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続に係ると認める地域を管轄する市町村長に当該申出に係る書面の写しを送付しなければならない。

## 第7章 環境影響評価その他の手続の特例等

### 第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画に定められる対象事業等に関する特例)

第37条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第4条の2から第32条までの規定により事業者が行うべき環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)<sup>に代わる者</sup>が県である場合にあつては県が当該対象事業に係る事業者として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せ

る場合にあつてはその者が当該対象事業に係る事業者に代わる者として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

(新設)

(事業者の協力)

第38条 前条の規定により都市計画の決定又は変更をする手続と併せて環境影響評価その他の手続を行う者(以下「評価実施者」という。)は、事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 (略)

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第40条 (略)

2 第3章第2節から第6章まで(第13条第1項第4号及び第2項、第26条第1項第3号及び第2項、第27条第4項、第28条から第33条まで並びに第36条を除く。)の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 (略)

て行うものとし、当該都市計画に係る都市計画決定権者が県以外の者である場合にあつてはその者が当該対象事業に係る事業者に代わる者として規則で定めるところにより当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第4条の3第2項、第4条の7第1項第3号及び第2項、第5条第2項、第13条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条の2から第32条までの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

(事業者の協力)

第38条 前条の規定により都市計画の決定又は変更をする手続と併せて環境影響評価その他の手続を行う者(以下「評価実施者」という。)は、事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 (略)

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第40条 (略)

2 第3章第3節から第6章まで(第13条第1項第4号及び第2項、第26条第1項第3号及び第2項、第27条第4項、第28条から第33条まで並びに第36条を除く。)の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 (略)

第8章 環境影響評価法との関係  
(新設)

第8章 環境影響評価法との関係

(法の規定による計画段階配慮事項の検討その他の手続を行う者に対する適用除外等)

第41条 法第2章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う者については、第3章第1節(第4条の5を除く。)の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者に対する第4条の5の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定による送付を受けたとき」とあるのは「法第3条の7第1項の規定により意見を求められたとき」と、「事業者」とあるのは「同項の規定により意見を求めた者」と、「配慮書」とあるのは「法第3条の3第1項に規定する配慮書(以下この条において「配慮書」という。)」と、同条第2項及び第5項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「当該配慮書に係る事業が法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長」とする。

3 知事は、法第3条の9第1項(法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による公表(法第3条の9第1項第2号の場合に係るものに限る。)又は法第4条第3項第2号の措置が行われた場合において、当該公表又は措置に係る事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、この条例の規定により行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続とみなすことができる。

4 前項の規定は、法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の9第1項(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による公表(法第3条の9第1項第2号(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項の規定により適用

される場合を含む。)の場合に係るものに限る。)又は法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号の措置が行われた場合について準用する。

(第二種事業の判定に係る意見の聴取等)

第41条の2 (略)

(法の規定による環境影響評価その他の手続を行う者に対する適用除外等)

第42条 法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)を実施するため法第3章から第8章までの規定による環境影響評価その他の手続を行う者については、第3章第2節から第5節まで(第10条第3項、第19条及び第20条第3項を除く。)、第4章から第6章まで(第33条から第35条までを除く。)及び第45条第1項第1号から第3号までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する者に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第34条第1項	対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査を実施し、その結果について	法第38条の2第1項に規定する報告書(以下「法の報告書」という。)を作成したときは

(第二種事業の判定に係る意見の聴取等)

第41条 (略)

(法対象事業に係る環境影響評価その他の手続)

第42条 (新設)

1 第10条第3項、第19条、第20条第3項、第33条から第35条まで、第44条及び第45条(第1項第1号から第3号までを除く。)の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第34条第1項	評価書に記載された事後調査	法対象事業の実施以後において、環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講じるものである場合にあつて、当該環境の状況の把握のための措置

	(略)	(略)
第34条第2項	(新設)	
	事業者	法の事業者
第35条第1項	前条第1項	第42条第1項において準用する第34条第1項
	(新設)	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第44条第2項	(略)	(略)
	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号の対象事業実施区域
(略)	(略)	(略)
(新設)		
第45条第1項第5号	第35条第1項	第42条第1項において準用する第35条第1項

	規則で定める事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し	
	(略)	(略)
第34条第2項	事後調査報告書	法の報告書
	事業者	法の事業者
第35条第1項	前条第1項	第42条第2項において準用する第34条第1項
	事後調査報告書	法の報告書
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第44条第2項	(略)	(略)
	事業実施想定区域又は対象事業実施区域	法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域又は法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
(略)	(略)	(略)
第45条第1項第4号	事後調査報告書	法の報告書
第45条第1項第5号	第35条第1項	第42条第2項において準用する第35条第1項

第45条第1項第6号	前条第1項	第42条第1項において準用する第44条第1項
第45条第1項第7号	前条第2項	第42条第1項において準用する第44条第2項
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(法の手続との調整)

第42条の2 知事は、法対象事業を実施しようとする者が事業内容の修正により法第29条第3項又は第30条第1項第2号の規定による公告を行った場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続を、法の規定に相当

第45条第1項第6号	前条第1項	第42条第2項において準用する第44条第1項
第45条第1項第7号	前条第2項	第42条第2項において準用する第44条第2項
(略)	(略)	(略)

3 (略)

4 知事は、第1項に規定する者が法第29条第3項の規定による公告又は法第30条第1項の規定による公告(同項第2号の場合に係るものに限る。)を行った場合において、当該事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定に相当する法の規定により行われた環境影響評価その他の手続を、この条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなすことができる。

5 前項の規定は、都市計画決定権者が法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第3項の規定による公告又は法第30条第1項の規定による公告(同項第2号の場合に係るものに限る。)を行った場合について準用する。

6 第4項の規定は、港湾管理者が法第48条第2項において準用する法第30条第1項の規定による公告(同項第2号の場合に係るものに限る。)を行った場合について準用する。この場合において、「当該事業が対象事業に」とあるのは「当該港湾計画が対象港湾計画に」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

(削る)

するこの条例の規定により行われた環境影響評価その他の手続とみなすことができる。

2 前項の規定は、都市計画決定権者が法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第3項又は第30条第1項第2号の規定による公告を行なった場合について準用する。この場合において、前項中「法対象事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、港湾管理者が法第48条第2項において準用する法第30条第1項第2号の規定による公告を行なった場合について準用する。この場合において、第1項中「法対象事業を実施しようとする者」とあるのは「港湾管理者」と、「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

## 第10章 雑則

(報告の徴収及び立入調査)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業実施想定区域又は対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 (略)

(勧告及び公表)

## 第10章 雑則

(報告の徴収及び立入調査)

第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所、事業実施想定区域又は対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価及び事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 (略)

(勧告及び公表)



<p>第45条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>(1) この条例に違反して環境影響評価その他の手続を実施しないとき。</p> <p>(2) 虚偽の記載をした<u>配慮書</u>、<u>方法書</u>、<u>準備書</u>又は<u>評価書</u>を送付したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(県との連携)</p> <p>第46条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は<u>説明会</u>の開催について、県と密接に連絡し、必要があると認めるときは<u>県</u>に協力を求めることができる。</p> <p>(隣接県との協議)</p> <p>第47条 知事は、<u>対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第50条 <u>この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壌汚染については、適用しない。</u></p> <p>2 第3章から第7章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。</p>	<p>第45条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>(1) この条例に違反して<u>環境影響評価及び事後調査</u>その他の手続を実施しないとき。</p> <p>(2) 虚偽の記載をした<u>配慮書</u>、<u>方法書</u>、<u>準備書</u>又は<u>評価書</u>を送付したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(県との連携)</p> <p>第46条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は<u>方法書説明会</u>若しくは<u>準備書説明会</u>の開催について、県と密接に連絡し、必要があると認めるときは<u>県</u>に協力を求めることができる。</p> <p>(隣接県との協議)</p> <p>第47条 知事は、<u>第4条の4又は第6条に規定する地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価及び事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第50条 (削る)</p> <p>1 第3章から第7章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。</p>
---	--